主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小野原肇の上告趣意第一点ならびに第二点は、憲法違反をいうが、その実質は関税法の解釈適用の誤りをいうものであつて、単なる法令違反の主張に帰し、適法な上告理由にあたらない。同第三点ならびに第四点は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない(なお、本件関税逋脱未遂の罪につき適用される法条は、昭和四一年法律第三六号による改正前の関税法一一〇条一項一号、二項であり、原判決の判示に誤りはない。)。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年二月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	雄
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	飯	村	義	美